

○総務省令第二十七号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

総務大臣 山本 早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

目次及び第四章第一節の二の節名中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第五十条の十の見出し中「決定書」を「裁決書」に改める。

第五十二条第一項ただし書中「異議申立書」を「審査請求書」に改める。

（電波監理審議会議事規則の一部改正）

第二条 電波監理審議会議事規則（昭和二十七年郵政省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「決定案等」を「裁決案等」に改め、同条第一項中「の規定による決定案、法

第四百四条の三第二項若しくは第四百四条の四第二項において準用する法第九十三条の四」を「（法第四百四条の三第二項及び第四百四条の四第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項

中「決定案、」を削り、「附記する」を「付記する」に改める。

(電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部改正)

第三条 電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則(平成六年郵政省令第六十八号)の一部を次のように改正する。

目次及び第二章の章名中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第四条第一項、第五条第二項及び第六条中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第九条第一号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第五号中「又は保佐人」を「、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

第十条中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第十五条第一項中「当該事案の異議申立人」を「当該事案の審査請求人」に、「異議申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第十六条、第十八条第一項、第二十一条第二項第一号及び第二十二条から第二十四条までの規定中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十五条第一項中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項及び第三項中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十三条第一項、第三項及び第四項、第三十四条、第

三十六条ただし書並びに第三十七条第四号及び第五号中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第四十二条の表中

異議申立人

を

審査請求人

に、

異議申立人等

を

審査請求人等

に改める。

第四十四条の表中

、異議申立人及び参加人

異議申立人又は参加人

を

、審査請求人及び参加人

審査請求人又は参加人

に、

異議申立人、参加人

を

審査請求人、参加人

に改める。

異議申立人等

審査請求人等

附 則

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。